

## 第4章 罰則

**第58条** 第3条、第3条の2第2項若しくは第4項、第4条第1項、第4条の2第1項若しくは第2項、第4条の3第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第7条、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条第1項若しくは第2項（第23条の4第2項及び第49条第2項に準用する場合を含む。）、第18条から第20条まで、第20条の2第1項、第21条から第23条の3まで、第23条の4第1項、第3項若しくは第4項、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第1項、第2項若しくは第4項、第28条第1項から第3項まで、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条から第34条の2まで、第35条第1項若しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第51条、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の3から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

(昭47条例11・旧第59条繰上・一部改正、昭57条例47・昭62条例61・平3条例71・平5条例43・平8条例8・平10条例57・平12条例83・平16条例51・平17条例105・平22条例5・平24条例41・平27条例40・平30条例51・令元条例11・一部改正)

第1項は、法の規定に基づく条例に違反した設計者等に対し、法で認められた最高50万円以下の罰金を科する規定です。また法第107条に基づく規定でもあります。

第2項は、第1項の規定に違反する行為があった場合、設計者、工事施工者はもちろん罰則の対象ですが、建築主、建築設備設置者等も対象とされる規定です。

第3項は、前2項の違反行為をした場合において、違反行為を防止するための相当の注意等が尽されなかったとき、法人等も罰則の対象とされる規定です。

付 則 (昭和 35 年 10 月 条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 35 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条及び第 38 条第 1 項の規定は、昭和 36 年 1 月 1 日から施行する。

(横浜市建築基準条例の廃止)

- 2 横浜市建築基準条例 (昭和 29 年横浜市条例第 1 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

- 3 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 (平成 4 年法律第 82 号。以下「改正法」という。) の施行の日から起算して 3 年を経過する日 (その日前に改正法第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、改正法第 1 条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示があった日) までの間は、改正法第 2 条の規定による改正後の建築基準法第 2 条第 21 号、第 50 条、第 52 条第 1 項 (第 5 号を除く。)、第 53 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに別表第 4 の 1 の項から 3 の項までの規定によらず、改正法第 2 条の規定による改正前の建築基準法第 2 条第 21 号、第 50 条、第 52 条第 1 項 (第 5 号を除く。)、第 53 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに別表第 4 の 1 の項から 3 の項までの規定によるものとする。(平 5 条例 43・追加)

(工事中の建築物)

- 4 この条例施行の際、現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物または築造の工事中の工作物でこの条例の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合には、当該適合せず、または適合しない部分については、旧条例の相当規定を適用する。(平 5 条例 43・旧第 3 項繰下)

(旧条例の許可)

- 5 旧条例第 13 条、第 14 条、第 15 条または第 34 条の規定によって許可を受けたものは、それぞれこの条例の相当規定によって許可を受けたものとみなす。(平 5 条例 43・旧第 4 項繰下)

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。(平 5 条例 43・旧第 5 項繰下)

付 則 (昭和 40 年 11 月 条例第 53 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 41 年 1 月 1 日から施行する。

(工事中の建築物等)

- 2 この条例施行の際、現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物もしくはその敷地または築造の工事中の工作物で、この条例による改正後の横浜市建築基準条例の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物もしくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、この条例施行の際、当該規定に相当するこの条例による改正前の横浜市建築基準条例 (以下「旧条例」という。) の規定に違反している建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物もしくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 47 年 3 月 条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物もしくはその敷地または築造の工事中の工作物が、この条例による改正後の横浜市建築基準条例の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物、その敷地もしくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際、当該規定に相当するこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）の規定に違反している建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物、その敷地もしくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用する。
- 3 この条例による改正後の建築基準条例第 56 条第 2 項の規定中「法第 52 条第 1 項及び第 53 条」とあるのは、建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号）付則第 16 項の規定が適用される間は、「建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号）による改正前の法第 55 条及び法第 56 条第 1 項」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 47 年 12 月 条例第 75 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 48 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号。以下「改正法」という。）附則第 13 項の規定による改正後の都市計画法の規定による用途地域に関する都市計画の決定の告示（以下「都市計画の決定の告示」という。）のあった日の前日までの間は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例（以下「新条例」という。）第 4 条の 3 の規定にかかわらず、住居用建築物等の容積率は、改正法附則第 13 項の規定による改正前の都市計画法の規定により定められた用途地域に応じ、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、市長が周辺の生活環境、都市施設の整備状況等を考慮し、当該地域の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。

用途地域	住居用建築物等の容積率
住居地域	20/10 以下
商業地域	20/10 以下
準工業地域	20/10 以下
工業地域	10/10 以下

- 3 この条例の施行の際または都市計画の決定の告示のあった際、現に建築、修繕または模様替の工事中の建築物が、前項または新条例第 4 条の 3 の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合においては、当該建築物または建築物の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、都市計画の決定の告示のあった際、前項の規定に違反している建築

物または建築物の部分に対しては、新条例第4条の3の規定は、適用する。

- 4 この条例の施行の日から都市計画の決定の告示のあった日の前日までの間の罰則の適用については、付則第2項の規定を新条例第4条の3の規定とみなして、第58条の規定を適用する。

**附 則**（昭和57年10月条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和62年12月条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例中第54条の改正規定は公布の日から、第58条第1項の改正規定は昭和63年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第58条第1項の改正規定の施行前にしたその改正規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成3年12月条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成5年6月条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1章の次に1章を加える改正規定、第9条の3から第9条の6までの改正規定、第24条第2項の改正規定、第25条の改正規定、第26条の改正規定、第2章第5節の改正規定（第33条第1項及び第41条に係る部分を除く。第3項及び第4項において同様とする。）、第52条第3項の改正規定、第55条の改正規定及び第56条の改正規定は、平成6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に関する用途地域内におけるこの条例の規定の適用については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、

用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例第14条の規定中「法別表第2(へ)項第2号若しくは第3号、(と)項第3号若しくは第4号又は(ち)項第1号、第3号若しくは第4号」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による改正前の法別表第2(は)項第1号から第3号まで若しくは第6号」と読み替えるものとする。

3 この条例の適用については、第2章第5節の改正規定の施行の日の前日までの間は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例(以下「新条例」という。)第54条の規定中「第23条第1項又は第23条の4第1項第1号」とあるのは、「第23条第1項、第23条の4第1項第1号又は第42条第1項」と読み替えるものとする。

4 第2章第5節の改正規定の施行前にこの条例による改正前の横浜市建築基準条例(以下「旧条例」という。)第33条又は第43条の規定によりされた許可については、新条例第42条の規定によりされた許可とみなす。

5 この条例の各改正規定の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成8年3月条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条の3及び第4条の4の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)から施行する。(施行の日:平成8年5月10日)

#### 附 則 (平成9年10月条例第63号) 抄

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年10月規則第106号により密集市街地における防災街区の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成9年法律第50号)の施行の日から施行)(施行の日:平成9年11月8日)

#### 附 則 (平成10年12月条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号により同年5月1日から施行。ただし、第7条、第9条の2、第9条の6、第23条の4第4項、第36条第1項、第41条第2項、第47条の2及び第50条の改正規定は、同年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地又は築造の工事中の工作物が、この条例による改正後の横浜市建築基準条例の規定に適合せず、又は適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地若しくは工作物又は建築物、その敷地若しくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際、当該規定に相当するこの条例による改正前の横浜市建築基準条例(以下「旧条例」という。)の規定に違反している建築物、建築物の敷地若しくは工作物又は建築物、その敷地若しくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用する。

- 3 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 12 年 2 月条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の横浜市建築基準条例第 56 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後に法第 6 条 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 第 1 項又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 第 1 項又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知がなされる建築物について適用する。

**附 則**（平成 12 年 12 月条例第 83 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 5 の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 13 年 2 月条例第 7 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 13 年 6 月条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 14 年 12 月条例第 64 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 14 年 12 月条例第 65 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 15 年 2 月条例第 13 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 16 年 3 月条例第 20 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 17 年 9 月条例第 105 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市建築基準条例目次の改正規定及び第 1 章の 2 の次に 1 章を加える改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、第 1 条の規定による改正後の横浜市建築基準条例第 1 章の 3 の規定は適用しない。
- 4 第 1 条の規定による改正前の横浜市建築基準条例、第 2 条の規定による改正前の横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、第 3 条の規定による改正前の横浜市特別工業地区建築条例又は第 4 条の規定による改正前の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 18 年 3 月条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市建築基準条例、横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、横浜市特別工業地区建築条例、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例、横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 19 年 2 月条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 19 年 9 月条例第 54 号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日から施行する。（施行の日：平成 19 年 12 月 26 日）

**附 則**（平成 19 年 12 月条例第 66 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 22 年 2 月条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の 3 第 2 項の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の横浜市建築基準条例第 3 条の 2 第 1 項の規定により市長が指定して告示した区域（市長が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例第 3 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により市長が指定して告示した区域とみなす。

附 則（平成 24 年 6 月条例第 41 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 5 月条例第 40 号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行前にした第 3 条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月条例第 4 号） 抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月条例第 32 号）

この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月条例第 71 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の 3 第 1 項ただし書の規定によりされた許可については、この条例による改正後の横浜市建築基準条例（以下「新条例」という。）第 4 条の 3 第 5 項第 1 号の規定によりされた許可とみなし、旧条例第 4 条の 3 第 2 項ただし書の規定によりされた許可については、新条例第 4 条の 3 第 6 項第 1 号の規定によりされた許可とみなす。

- 3 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



**附 則**（平成 30 年 3 月条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 4 第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 30 年 9 月条例第 51 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）第 1 条の規定の施行の日から施行する。（施行の日：平成 30 年 9 月 25 日）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした第 2 条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年 6 月条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の 3 第 2 項第 5 号の改正規定、同号を同項第 8 号とし、同項第 4 号を同項第 7 号とする改正規定、同項第 3 号の改正規定、同号を同項第 6 号とし、同項中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の次に 2 号を加える改正規定及び同条第 2 項に第 1 号として 1 号を加える改正規定 令和元年 10 月 1 日

(2) 第 33 条第 1 項、第 53 条の 9、第 54 条の 2 及び第 56 条の 6 第 1 項の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日（施行の日：令和元年 6 月 25 日）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年 6 月条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年 10 月条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月条例第36号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年9月条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。